

第53号

社会福祉法人の経営者と事務担当者みなさまへ

令和 7 年 6 月 30 日発行

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です
【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)
FAX 044-739-8737
E-mail keieisoudan@csk-kawasaki.or.jp
ホームページ <http://www.csk-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。
配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

経営改善支援事業とは？

【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたらご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話・FAX 番号又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csk-kawasaki.or.jp) にアドレスにご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

事業案内チラシはこちらをクリック

経営改善支援事業の『経営相談』をぜひご活用ください！ ～質問例 Q&A 集～



令和 6 年 12 月末発行の [ksk-info 第 51 号](#) で経営改善支援事業について説明しました。今号では、専門家が経営知識や法人運営に関する相談に応じている『経営相談』にこれまで寄せられた主な質問とその回答をダイジェストでピックアップしてみました。

Q

「事業報告書の附属明細書」の定義とは？
当法人での取扱いについて勘案している？

A

附属明細書は常に作成必須ではなく、内容次第。
補足事項がなければ省略可能で、理事会承認・評議員会報告を行えば法的要件は満たされます。

Q

現金取引が多くなり、小口現金保有限度額を変更したいのだが…？

A

上限変更も可能だが、小口現金は原則「機動的に少額決済が必要な場合」に限定される。支払は可能な限り預金から行う等、適切な運用を検討しても良いのでは。

※紙面では紹介しきれませんが、回答票では詳細に回答いたします。

Q

会計帳簿は 10 年保存？永久保存？
規程通り廃棄しても良いの？

A

現行会計法令等では 10 年の保存年限を規定。
モデル経理規程では「永久」とされているものの、「それぞれの事情に応じた法人独自の経理規程を策定」と記載されており、法定されている内容を遵守できていれば問題なし。

参考にしていただき、皆さまの日々の業務の中の疑問・お悩み解決のお手伝いができましたら幸いです。
相談したいことがありましたら、ぜひご活用ください！
(ご質問内容によっては、ご希望に添えない場合もございますことをご了承ください)

相談は無料だよ！

川崎市社会福祉法人
経営改善支援事業(市社協 HP)



研修会のご案内

【会計研修】基礎編・応用編・決算編 開催決定!!

今年度も習熟度別に3回の研修会を開催します。講師は、とてもわかり易い！と好評の(株)福祉総研 松本 和也氏です。初心者の方・復習したい方は基礎編から、慣れている方は応用編から、段階的に学ぶ等任意にお選びください。

詳細が決まり次第、ご案内します！



Coming Soon ...

ご参加お待ちしております！！

【基礎編】令和 7 年 7 月 18 日 (金)

【応用編】令和 7 年 10 月 21 日 (火)

【決算編】令和 8 年 2 月 頃

日程未定

相談担当専門家
松本先生の

あるある相談コーナー【第 45 回】



基本金

社会福祉法人の運営を支える収益には、事業による収益のほかにも補助金や寄附金があることが民間企業等との決定的な違いであり、また大きな特徴でもあります。会計処理を行う際に注意すべき補助金については、[第 35 回](#)・[第 36 回](#)の「減価償却の機能」で国庫補助金等特別積立金について述べましたので、よろしければそちらをご参照ください。

また社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」と言います。）による寄附金の会計処理については、[第 30 回](#)の「寄附金品を受領したときの会計処理」をご参照いただくこととし、今回は寄附金に連動する「基本金」について述べてみようと思います。

（１）基本金の対象となる寄附金

基本金はB／Sの純資産の部に表示されるもので、寄附金を受け入れたときにその額を計上することを会計基準は求めています。ただし基本金とすべき寄附金の範囲は限定的で、すべての寄附金を対象としているわけではありません。

社会福祉法人が受けた寄附金は、[第 30 回](#)で述べたように、それが消耗品か固定資産に該当するものか、等によって会計処理の方法が異なります。しかし基本金の対象とすべきか否かの判断は寄附金品の形態によるのではなく、寄附者による寄附の目的によって判断します。

基本金の対象とすべき寄附金の範囲は、会計基準に右のように定められています。通常よく見られる寄附は、利用者や近隣住民から寄せられる、事業運営に充てるための現金や消耗品・物品などですが、これらは「経常経費寄附金収益」または「固定資産受贈額」として処理すれば足り、基本金とする必要はありません。

(1)は法人設立時や新規事業開始時等に施設整備資金として寄附された額、(2)は(1)の施設整備時の借入金返済のために寄附された額、(3)は法人設立時や新規事業開始時等の運転資金として寄附された額のことです。これらに該当しない寄附金の額は基本金とする必要はありません。そしてそれぞれ(1)(2)(3)の寄附に合わせて計上された基本金を「第 1 号基本金」、「第 2 号基本金」「第 3 号基本金」と言います（旧会計基準では「第 4 号基本金」がありましたが、現在の会計基準では廃止されています。）。

【社会福祉法人会計基準】（下線は筆者。以下同じ。）
（純資産）

第 6 条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い】

11 基本金への組入れについて

会計基準省令第 6 条第 1 項に規定する基本金は以下のものとする。

- (1) 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額
- (2) 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額
- (3) 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額

（２）第 1 号・第 2 号基本金の範囲と会計処理

第 1 号基本金は、法人設立時に建物を建築したり、既存建物の拡張のために増築したりするための資金として寄附された額を対象とします。このとき大切なのは、単なる改築のためのものは含まないという点です。

第 2 号基本金は簡単に言えば、法人設立時等に建設した建物等の取得のための、借入金を返済する目的で寄附された額を対象とします。

なお共同募金会からの受配者指定寄附金についても、これらの要件に該当するものであれば、同様に基本金として計上する対象とします。このことから、基本金はその形態でなく寄附の目的によって判断されることが理解できます。

基本金に組み入れるときは、経常経費寄附金収益や施設整備等寄附金収益などの勘定科目を用いて収益の処理を行った後に、「借方：基本金組入額、貸方：基本金」として仕訳します。このとき貸方の勘定科目を「第〇号基本金」としたり、B/Sに区分して表示したりする必要はなく、附属明細書の「基本金明細書」（別紙様式 3 (6)）において内訳を表示すれば足ります。

（３）第 3 号基本金

第 3 号基本金について説明した右の記述に「年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する寄附金の額」とあります。社会福祉法人審査要領では、介護保険事業や障害者福祉サービス事業など（いわゆる直接契約事業）は 12 分の 2 以上とされ、これに基づいて実際に寄附された額が対象となります。

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立しますので、社会福祉事業を行わない法人は存在しません。法人を設立すると、事業開始年度の 4 月当初の利用者数や 4 月のサービス提供実績等に基づいて措置費や介護報酬の請求を行うため、措置施設や保育所などでは 4 月中旬から下旬、介護保険事業などでは 6 月ごろにならないと収入が得られません。そのため措置施設や保育所では 1 か月分程度、介護保険事業所等では 4 月・5 月の 2 か月分程度の支出に耐え得る手許資金が必要で、設立時には相当額の寄附金が必要です。つまりここで言う「年間事業費」とは、人件費、事務費、事業費などの意味での事業費ではなく、当該施設・事業等を 1 年間運営するために必要な額を意味します。

（４）基本金の取崩し

基本金は、対象となった固定資産が廃棄されただけでは取崩しの処理を行わず、右の記述にあるように、その事業を廃止したときに限って処理します。したがって、改築のために既存施設を除却したとし

ても、その対象としていた基本金を取り崩すことはありません。

実際に取崩しの処理を行うときは、「借方：基本金、貸方：基本金取崩額」として仕訳します。

【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項】

14 基本金について

（１）基本金

ア 運用上の取り扱い第 11(1)に規定する基本金について
運用上の取り扱い第 11(1)に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。(中略)

なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めないものとする。

イ 運用上の取り扱い第 11(2)に規定する基本金について
運用上の取り扱い第 11(2)に規定する資産の取得等に係る借入金元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。

【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項】（要点のみ）

14 基本金について

（１）基本金

ウ 運用上の取り扱い第 11(3)に規定する基本金について
運用上の取り扱い第 11(3)に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、(中略)「社会福祉法人の認可について」別紙社会福祉法人審査要領第 2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。

【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い】

12 基本金の取崩しについて

社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。

読者の皆さんの法人でも、多くの場合B／Sの純資産の部には基本金が生計上されていると思います。附属明細書の「基本金明細書」をご確認いただければ、主に法人設立当初に、どのような目的で、どの程度の寄附が行われたのかが推測できます。

現在の法人存立のもととなった設立時の状況や創立者の行為に、思いを馳せてみるのもいいかも知れませんね。

[…Fin…]

連載記事執筆

相談担当の専門家

松本 和也 氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家です。全国各地で研修会開催、書籍の出版などの活動を行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営に関わるすべてのサポートを行う株式会社 福祉総研の上席研究員です。

松本先生執筆！ 過去の掲載記事は[こちら](#)をクリック👉！！

経営改善支援事業情報誌「ksk-info」バックナンバーより [バックナンバーはこちら](#)

情報誌「ksk-info」では、これまでさまざまな内容の Topic をお届けしてきました。その一部をご紹介します。



【SDGs × 福祉】について

2030 年という目標達成期限が近づき、今改めて SDGs が注目されています。川崎市社協は、これからも、社会福祉法人とともに SDGs のさらなる実現を目指します。[\(R4 年 9 月配信 第 42 号\)](#)

【BCP(事業継続計画)】について

介護・障害福祉施設・事業所は令和 6 年 4 月から策定が義務化されました。ぜひ、厚生労働省 HP 掲載のガイドライン等をご活用ください。[\(R5 年 9 月配信 第 46 号\)](#)

【成年後見制度】について

高齢化に伴う判断能力・金銭管理等の心配事は、川崎市社協成年後見支援センターで承っています。ぜひご相談ください。

[\(R5 年 12 月配信 第 47 号\)](#)

【社会福祉法人に求められるガバナンス】について

地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するための社会福祉法人改革が行われて 8 年余り。今一度、その公的な性格を再認識し、地域のまちづくりの中核を果たしていきましょう。[\(R6 年 7 月配信 第 49 号\)](#)

川崎市社協 公式 SNS



川崎市社会福祉協議会
565orllz



Share Smile かわさき
@ShareSmile_kwsk



川崎市社会福祉協議会
@kawasaki_shakyo



川崎市社会福祉協議会



「ksk-info 第 53 号」を最後までお読みいただきましてありがとうございます。次号は令和 7 年 9 月に発行予定です。お楽しみに！ 情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記までご連絡ください。

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 総務部企画調整室 経営改善支援事業 担当
電話:044-739-8722(相談専用) FAX:044-739-8737 メール:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp